

議案第40号

小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例

小金井市都市計画税条例の一部を別紙のように改正する。

平成28年3月31日提出

○ 小金井市長 西岡 真一郎

○ (提案理由)

地方税法等の一部を改正する等の法律の公布及び施行に伴い、所要の改正を行うため、本案を提出するものであります。

小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例

〔小金井市都市計画税条例（平成20年条例第27号）の一部を次のように改正する。〕

第2条第2項中「第23項、第24項、第26項、第28項又は第30項から第33項まで」を「第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項」に改める。

付則第13条中「第30項から第33項まで」を「第34項」に改める。

○ 付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後的小金井市都市計画税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成27年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第40号資料1

小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例要綱

1 趣旨

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第 号）の公布及び施行に伴い、本条例の一部について所要の改正を行うものである（以下「法」とは地方税法を、「条例」とはこの改正を含む小金井市都市計画税条例をいう。）。

2 改正内容

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が設置する国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法に規定する業務の用に供する固定資産及び景観法の規定により指定を受けた景観重要建造物のうち、世界遺産一覧表に記載された特定の固定資産に係る課税標準の特例措置を新設する（法第349条の3、条例第2条、条例付則第13条）。

3 施行期日

この条例は、平成28年4月1日から施行する（付則第1条）。

4 経過措置

この条例による改正後的小金井市都市計画税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成27年度分までの都市計画税については、なお従前の例による（付則第2条）。

小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例新旧対照表

(納稅義務者等)	改正条例	現行条例	備考
(納稅義務者等)			
第2条 省略			
2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格(法第349条の3第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第26項、第28項又は第31項まで、第33項又は第34項の規定の適用を受ける土地又を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額)をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。	2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格(法第349条の3第10項から第12項まで、第23項、第24項、第26項、第28項又は第30項から第33項までの規定の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額)をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。	2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格(法第349条の3第10項から第12項まで、第23項、第24項、第26項、第28項又は第30項から第33項までの規定の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額)をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。	法改正に伴う引用条項の整備
3 省略	3 省略	3 省略	同上
4 省略	4 省略	付 則 第13条 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、第26項、第28項もしくは第32項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「もしくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。	付 則 第13条 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、第26項、第28項もしくは第32項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第30項から第33項まで」とあるのは「もしくは第30項から第33項まで」とする。
		付 則 (施行期日)	

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の小金井市都市計画税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の都市計画税については、な適用し、平成27年度分までの都市計画税にお従前の例による。